

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
生産者積立金の免除牛に係る補填金単価について
【平成28年10・11・12月分】

平成28年10・11・12月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）の附則11又は19により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛並びに肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）の附則15、16又は23により生産者積立金の納付が免除された事業対象牛に適用する同実施要綱第6の9の補填金単価（確定値）については、下記のとおりです。

なお、平成28年10・11月に契約生産者が販売した同契約肥育牛並びに同事業対象牛に適用する同要綱附則10の精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

記

| 販売月 | 肉専用種 (地域算定県を除く) | 交雑種 | 乳用種 |
|----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 平成28年10月確定値 (概算払) | — (—) | — (—) | 33,900円 (30,900円) |
| 11月確定値 (概算払) | — (—) | 4,600円 (1,600円) | 38,600円 (35,600円) |
| 12月確定値 | — | — | 45,800円 |

注1：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。なお、配合飼料価格安定制度の補填状況については、下記のホームページをご参照ください。

一般社団法人全国配合飼料供給安定基金(<http://www.esakikin.or.jp/new.html>)

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金(<http://www.tikusankikin.com/hotenkin/index.html>)

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(<http://www.zemikki.or.jp/>)

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：井上、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考1)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成28年12月]

単位：円／頭

| 区 分 | 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|-----------------|------|-----|--------|
| 全国算定値 (A) | — | — | 61,100 |
| 4分の3相当額 (A)×3/4 | — | — | 45,800 |
| 補填金単価 | — | — | 45,800 |

注：補填金単価は、差額の8割が1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。

(参考2)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成28年10月]

単位：円／頭

| 区 分 | 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|-----------------|------|-----|--------|
| 全国算定値 (A) | — | — | 45,300 |
| 4分の3相当額 (A)×3/4 | — | — | 33,900 |
| 補填金単価(確定値) | — | — | 33,900 |

注:補填金単価は、差額の8割が1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。

(参考3)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成28年11月]

単位：円／頭

| 区 分 | 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種 |
|-----------------|------|-------|--------|
| 全国算定値 (A) | — | 6,200 | 51,500 |
| 4分の3相当額 (A)×3/4 | — | 4,600 | 38,600 |
| 補填金単価(確定値) | — | 4,600 | 38,600 |

注:補填金単価は、差額の8割が1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。